

県立学校長 殿

高校教育課  
スポーツ振興課  
特別支援教育課県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の対応について  
(運動・文化部活動の取扱いについて)

このことについては、「医療緊急警報」から「医療警報」に移行されたことを受け、下記の内容とします。

## 記

## 1 対応期間

10月5日(水)から当面の間

## 2 活動について

可能な限り感染症対策を行った上で通常の活動を実施すること。

- ・ 活動時間は、平日2時間程度、学校の休業日は3時間程度とする。  
(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上の休養日とすること)

## 3 他校との交流や大会等について

○ 他校との交流(合同練習や練習試合)、大会参加および宿泊を伴う活動については、学校や地域の感染状況を踏まえ、校内で協議した上で、学校長の判断で行うこと。

- ・ 大会等への参加に際しては、主催者の感染症対策マニュアル等を確認した上で参加すること。
- ・ 他校との交流や大会等への参加にあたっての基本的な留意事項については、別添の令和4年3月11日付け事務連絡「運動部活動における他校との交流や大会等への参加について」を参照すること。

## 4 活動を行う際の留意事項について

- 活動するに当たっては、生徒の状況に十分配慮し、事故や怪我等が起きないように活動計画を立てること。
- マスクの着用については、活動中は必要ないが、気温が高い場合等には、特に熱中症のリスクが高まるおそれがあることが想定されることから、生徒に対してマスクを外すよう適切に指導すること。ただし、十分な身体的距離(2m以上を目安)がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、マスクを着用すること。
  - ・ 合唱をする際には、マスクを原則着用することとし、マスクをしている場合であっても、できるだけ間隔を2m空けること。
- 器具や用具の不必要な使い回しを避け、共用で使用する場合は、使用前後の手洗いを行わせること。
- 更衣室や部室等の利用については短時間の利用とし、一斉に利用することを避けること。
- 飲食の場面では、十分な換気を行い、対面を避け、大声での会話を控えるなど、飛沫を飛ばさないようにすること。
- 体育館など屋内で実施する場合は、気候上可能な限り常時換気に努めること。なお、競技の特性上、常時換気が困難な場合は、定期的に換気を行うこと。
- バス等による移動の際には、利用者の状況に配慮しつつ、定期的に窓を開け換気を行うこと。

問合せ先  
高校教育課(高校教育・学力向上担当)  
0985(26)7033  
スポーツ振興課(学校体育担当)  
0985(26)7596  
特別支援教育課(指導担当)  
0985(26)7783